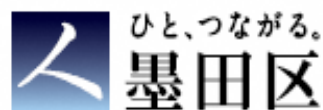


墨田区消費者ニュース

令和8年7月発行 第236号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



その商品、本当に部屋全体を冷やせますか？

「エアコンのように冷える」は本当？
卓上にも置ける小さな冷房機などは購入前に確認を！

暑い季節を迎え、「エアコンのように部屋全体を冷やせる」「暖房として使える」などとうたう小型の商品がインターネット通販などで販売されています。しかし、国民生活センターが行ったテストでは、広告などから期待される性能が確認できない商品がありました。

■こんな表示に注意

- ・「部屋全体を冷やせる」
- ・「部屋全体を暖められる」
- ・「〇秒で△℃上昇」
- ・「〇秒即暖」



テストの結果、「部屋全体を冷やせる」とうたう商品の中には、冷房機能を有していないものも確認されました。また、「〇秒即暖」などとうたう商品についても、表示された時間内に部屋を暖めることができないものがありました。

■購入前にここをチェック！

- ・少ない電力でエアコンのように部屋全体の温度を変えることはできません
- ・「数秒で室温が変化する」「エアコン並み」など、性能を誇張する広告に注意しましょう
- ・消費電力や電圧の表示を確認しましょう
- ・販売事業者の名称や連絡先を確認しましょう

暑さ対策の商品を購入する際は、広告のイメージだけで判断せず、商品の特徴や性能を十分に確認したうえで購入しましょう。

参考：国民生活センター「エアコンのように部屋全体を冷やす・暖めるとうたう商品に注意！」
イラスト：いらすとや

■消費者センターの相談の窓口から



「イラスト：いらすとや」

クレジットカードの利用明細は毎月チェックしましょう
電子明細の場合は、サイトやアプリにログインして確認する必要があります

【相談事例】

1年前、有料コンテンツが解約できないため、オンライン相談サイトを利用した。クレジットカード番号や個人情報等を登録し、初回利用料は500円だった。昨日、クレジットカード会社の会員サイトで過去の利用状況をチェックすると、相談サイトに毎月5000円、合計6万円を支払っていた事が分かった。相談サイトの利用規約を確認すると、初回利用後、一定期間経過すると自動で月額料金5000円の有料会員になると記載があった。クレジットカードのWEB明細は、毎月確認しておらず、有料会員になっていることに気づかなかった。カード会社に、サイトは利用していないので返金して欲しいと伝えしたが、自分で相談サイトと交渉するよう案内された。対処法を知りたい。

【アドバイス】

多くのクレジットカード会社では、書面の利用明細書を有料化し、無料の電子明細（WEB・アプリ）への変更を勧めています。電子明細の場合は、会員サイトやアプリにログインし、自分で請求内容を確認する必要があります。

当事案は、相談者が毎月の電子明細を確認していなかった為、相談サイトの請求に気づかなかった事が原因でした。センターでは、クレジットカード会社に落ち度はなく、返金を求める相手は相談サイトになると説明しました。相談サイトの規約では、支払いから30日以内の返金を認めていた為、直近の月額料金5000円はサイトに返金を求められると助言しました。

相談者が相談サイトと自主交渉したところ、半年分の代金3万円が返金されました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

